

獣医療提供体制整備推進総合対策事業に係る公募要領

※本公募は、令和6年度政府予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更があり得ることに御留意願います。

1 総則

獣医療提供体制整備推進総合対策事業に係る公募については、この要領に定めるところによる。

2 公募対象補助事業

公募対象となる補助事業は、別表のと通りの事業とする。

3 事業実施期間

事業実施期間は、補助事業の補助金交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

4 応募団体の要件等

(1) 応募団体の要件

応募者は、以下の要件の全てに該当することが必要である。

ア 以下のいずれかの団体であること。

- ・ 民間団体
- ・ 特例社団法人、特例財団法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（都道府県が所管する法人に限る。）
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 協同組合
- ・ 共済組合
- ・ 学校法人
- ・ 協議会（代表者、組織及び運営について、規約の定めがあり、事業実施及び会計処理を適正に行うことができる体制を有しているものをいう。）

イ 本事業に関する具体的計画及び実務能力を有する団体であること。

ウ 団体の代表者は、補助事業の期間中に日本国内に居住し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

エ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(2) 公募の対象となる取組及び要件

地域の産業動物獣医師（獣医療法第 10 条第 1 項の規定により定められた基本方針及び同法第 11 条第 1 項の規定により定められた都道府県計画に基づき、確保目標を定めることとされた産業動物臨床獣医師及び家畜防疫員等の農林水産分野の公務員獣医師（都道府県等において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師）をいう。）への就業を志す高校生及び獣医学生、地域の産業動物獣医師への就業を志す又はそれに従事する新規獣医師、臨床獣医師、女性獣医師等の就業環境整備、地域獣医療提供体制整備のための支援を目的としており、公募の対象となる取組は、以下の要件を全て満たすことが必要である。

ア 産業動物獣医師等の確保・育成又は診療の効率化を図ることが期待されるものであること。

イ 達成目標の設定が可能であるとともに、具体的な成果の獲得が見込まれるものであること。

ただし、他の補助金等の交付を受けている若しくは受ける予定の取組、又は本事業による成果の利用を制限し公益の利用に供しない取組は、本事業の対象とはならない。

5 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。なお、本事業の実施上、必要性が認められない経費は対象とならない。

6 補助金の額

補助対象となる事業費は、別表に定める「補助金の額」の範囲内で事業の実施に必要な経費を助成する。ただし、取組の内容により、特に必要と認められる場合には、この限りではない。

なお、所要額において人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当をいう。）を計上する場合は、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

7 応募書類の作成等

- (1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業に係る企画書（別紙様式 1）
- (2) 実施計画書（応募者に関する事項）（別紙様式 2）
- (3) 実施計画書（提案内容に関する事項）（別紙様式 3）
- (4) 応募者の概要がわかる資料（団体概要、定款又は会則、役員名簿等）（様式自由）

8 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限：令和 6 年 2 月 9 日（金）17 時必着
- (2) 企画書等の提出場所・問合せ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医療チーム（6 階ドア No. 北 615）

電話 03-3502-8111（内線）4530

(3) 提出部数

獣医療提供体制整備推進総合対策事業に係る企画書	1 部
実施計画書（応募者に関する事項）	1 部
実施計画書（提案内容に関する事項）	1 部
応募者の概要（団体概要等）	1 部

(4) 提出に当たっての注意事項

- ・提出した企画書等は、変更又は取消しができないこと。
- ・企画書等に虚偽の記載をした場合は、無効とすること。
- ・要件を有しない者が提出した企画書等は、無効とすること。
- ・企画書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とすること。
- ・応募書類の提出は、原則として電子メール、郵送又は宅配便とし、やむを得ない場合にのみ持参による提出も可能とする。
- ・申請書類を郵送又は持参する場合は、応募者ごとに（3）に掲げる提出書類を一つの封筒に同封し、「獣医療提供体制整備推進総合対策事業公募申請書類在中」と封筒の表に朱書きした上で、郵送の場合にあっては、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により送付すること。また、提出期限前に余裕を持って投かんするなど、必ず期限までに到着すること。
- ・申請書類を電子メールにより提出する場合は、別表の問合せ先に送付アドレスを確認し、件名を「獣医療提供体制整備推進総合対策事業公募申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載し、送付すること。また、送付後、必ずメールが届いていることの確認を問合せ先に行うこと。
- ・獣医師養成確保修学資金給付事業については、令和6年度中に新規契約を行う獣医学生の人数を十分に精査した上で企画書等を提出すること。

9 企画説明会の開催

- (1) 企画説明会は必要に応じて開催する。開催する場合は、有効な書類を提出した者に対して、開催場所、説明時間、出席者数の制限等を別途連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

10 企画書等の審査及び事業実施主体の候補者選定

(1) 審査方法

外部有識者で構成する選定審査委員会において、審査基準に基づき、提出された企画書等を審査し、事業実施主体の候補者を選定するものとする。

(2) 審査項目

選定審査委員会において、別紙の企画書選定審査項目を審査・評価するものとする。

なお、企画書等の提出から過去3年以内に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとする。

(3) 審査結果の通知等

選定審査委員会の審査結果（事業実施主体の候補者となった旨又は候補者とな

らなかった旨)については、応募者宛てに通知するものとする。なお、農林水産省は、ホームページで事業実施主体の候補者を公開することとする。

1 1 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならない。

(1) 事業の推進

事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般に関する責任を持つこと。なお、事業の進捗状況によっては、事業実施期間中に、事業計画の修正を求める場合もあることに留意されたい。

(2) 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、適正に執行すること。

(3) 知的財産権の帰属等

本事業により得られた認証基準を、適正に管理・使用すること。

(4) 事業成果等の報告

食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱に基づき、補助事業終了後に、本事業により得られた事業成果に関する必要な報告を行うこと。また、本事業の成果の普及・啓発に努めること。

「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」一覧表

公募対象事業	事業の内容	補助金の額	補助対象経費	補助率	締切
1 獣医師養成確保修学資金給付事業 (担当) 畜水産安全管理課 獣医療チーム 内線(4530)	(1)地域の産業動物獣医師への就業を志す高校生等を対象として、獣医系大学が設定する地域枠入学試験に合格後、大学入学前に大学へ納付する費用を上限とする修学資金及び大学入学後の獣医学生を対象として、月額10万円(私立大学の場合は18万円)を上限とする修学資金を給付する。 (2)地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医学生を対象として、月額10万円(私立大学の場合18万円)を限度とする修学資金を給付する。 (給付月額が5万円以下の場合は給付期間の5/4の期間、給付月額が5万円を超えかつ12万円以下の場合は給付期間の3/2の期間、12万円を超える場合は給付期間の5/3の期間を合算した期間を産業動物獣医師として従事しない場合、給付額の一部又は全部の返還を求める。) 〔達成目標〕 ・高校生等(10名)及び獣医学生(173名)の計183名に対して修学資金を給付(国公立の新規給付人数が多い場合は、若干名増加することがある。)	195,971千円以内	○ 高校生等に対して給付する修学資金 〔・入学時学納金 (入学金、授業料(1年次前期分)、実習費等)〕 ○ 獣医学生に対して給付する修学資金 〔・国公立大学生:10万円以内 ・私立大学生:18万円以内〕 ○ 高校生等・獣医学生、共同負担者、獣医系大学等関係者に対して、修学資金事業の普及、連絡調整・指導等に要する経費 〔貸借料、通信運搬費、消耗品費、現地指導旅費、印刷製本費、発送配達費、技術指導費、役務費〕 ○ 獣医学生、共同負担者、獣医系大学等関係者に対して、修学資金事業の普及、連絡調整・指導等に要する経費 貸借料、通信運搬費、消耗品費、現地指導旅費、印刷製本費、発送配達費、技術指導費、役務費	1/2以内 定額 ((1)の事業を実施する場合) 定額 ((2)の事業を実施する場合)	公示で定める期間

2 臨床実習等支援事業 (担当) 畜水産安全管理課 獣医療チーム 内線(4530)	獣医学生を対象として、獣医系大学等と連携して産業動物に関する臨床実習や都道府県の家畜衛生行政等の行政実習を実施するとともに、家畜疾病別の講習会や理解醸成のための講習会を開催する。(必要に応じて、Web会議など対面形式以外の形式による開催を検討すること。) 〔達成目標〕 計280名(産業動物の臨床実習130名、家畜衛生行政実習150名)の獣医学生に対して実習を実施	36,020千円以内	○ 獣医学生を対象とした産業動物の臨床実習、都道府県の家畜衛生行政実習(獣医女子学生を対象とした女性獣医師の職場における実習を含む)の実施に要する経費 (講師謝金、講師旅費、消耗品費、印刷製本費、施設借料、通信運搬費、光熱水料、実習バス等借料、宿泊費、学生旅費等) ○ 獣医学生を対象とした家畜疾病別の講習会や理解醸成のための講習会の開催に要する経費 (講師謝金、講師旅費、消耗品費、印刷製本費、施設借料、通信運搬費) ○ 事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費 (検討会) 委員旅費、委員謝金、資料印刷費 (事務等) 技術指導費、資料整理費、通信運搬費、消耗品費等	定額
3新規獣医師臨床研修促進事業費 (担当) 畜水産安全管理課 獣医療チーム 内線(4530)	獣医師の能力向上や就業支援、地域での獣医療提供体制整備のため、 ・新規獣医師を対象として、実践的な診断技術や臨床現場における基本的知識を修得するための初期臨床研修を実施する。(必要に応じて、Web会議など集合形式以外の形式による開催を検討すること。)	18,407千円以内	○ 新規獣医師を対象とした技術研修の実施に要する経費 (e-ラーニング教材作成費、指導獣医師謝金、プログラム実施費、指導獣医師旅費、消耗品費等) ○ 事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費 (検討会) 委員旅費、委員謝金、資料印刷費 (事務等) 技術指導費、資料整理費、通信運搬費、消耗品費等	定額

4管理獣医師等育成 支援・獣医師就業支 援事業	・診療獣医師を対象として、生産者が求める農 場経営や飼養衛生管理、HACCP等に関する 知識と実践的な技術をもった管理獣医師を育 成するための短期研修及び長期研修、最先 端獣医療技術を修得し高度な獣医療を提供 する獣医師を育成するための卒後研修、小動 物診療獣医師が産業動物分野に参画するた めの研修、産業動物分野における獣医師の 中途採用者を確保するための就業支援、女性 獣医師等に対する就業支援によるライフス テージに応じた活躍を促進するための研修等 を実施するとともに、専門性の高い獣医療の 提供体制の強化に係る調査・検討を実施す る。（必要に応じて、Web会議など集合形式以 外の形式による開催を検討すること。）
(担当) 畜水産安全管理課 獣医療チーム	
内線(4530)	

○ 診療獣医師を対象とした管理獣医師を育成するた めの農場経営・飼養管理に関する短期研修及び長期研修・ セミナーや理解醸成のための講習会・検討会の実施に要 する経費 (管理獣医師育成短期研修) 指導獣医師謝金、プログラム実施費、 指導獣医師旅費、資料印刷費等 (管理獣医師育成長期研修) 指導獣医師謝金、プログラム実施費 (セミナー) 講師謝金、講師旅費、施設借料、資料印刷費 (理解醸成のための講習会) 講師謝金、講師旅費、印刷製本費、施設借料 (検討会) 委員旅費、委員謝金、資料印刷費	定額
○ 診療獣医師を対象とした高度獣医療に関する技術研 修・セミナー、小動物診療獣医師が産業動物分野に参画 するための研修、産業動物分野における獣医師の中途採 用者を確保するため就業支援、中高生等を対象とした産 業動物獣医師の業務について理解を深めるセミナーの実 施に要する経費 (技術研修) 指導獣医師謝金、プログラム実施費、 指導獣医師旅費、消耗品費等 (セミナー) 講師謝金、講師旅費、施設借料、資料印刷費 (就業支援) 講師謝金、講師旅費、施設借料、実習バス等借料、 消耗品費等 (検討会) 委員旅費、委員謝金、資料印刷費	

○ 女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に当たって最新の知識の習得や獣医療技術の向上を図るための研修や産業動物診療施設の雇用者を対象とした女性獣医師等の就業に対する理解醸成を促すための講習、獣医学生を対象とした将来の就業先について考える機会を提供するためのセミナーの開催に要する経費

(研修)
e-ラーニング教材作成費、講師謝金、講師旅費、
技術指導費、資料印刷費等
(講習)
講師謝金、講師旅費、施設借料、資料印刷費
(セミナー)
講師謝金、講師旅費、施設借料、資料印刷費

○ 専門性の高い獣医療提供のための体制強化に関する調査・検討に要する経費

(調査)
技術指導費、資料整理費、旅費、資料印刷費
(検討会)
委員旅費、委員謝金、資料印刷費、技術指導費

○ 事業実施を推進するための事務等に要する経費

〔技術指導費、資料整理費、通信運搬費、消耗品費等〕

5 地域獣医療体制整備支援事業 (担当) 畜水産安全管理課 獣医療チーム 内線(4530)	・産業動物診療獣医師の確保が困難な地域等における情報通信機器を用いた効率的な診療や、女性獣医師や退職者、他分野の獣医師の積極的な参画等、都道府県計画に基づいて行う地域の獣医師を有効に活用した獣医療提供体制の整備を実施。 〔達成目標〕 計150名(新規獣医師研修:20名、管理獣医師育成技術短期研修:80名、管理獣医師育成長期研修:2名、高度獣医療技術研修等20名、就業支援研修18名、地域獣医療プログラム10名)に対して研修等を実施	○ 情報通信機器の活用などによる地域の特性等を踏まえた産業動物獣医療提供体制の整備を図るために要する経費 （情報通信機器を用いた診療を行うための機器購入費、賃借料、プログラム実施費、技術指導費、技術指導旅費、通信運搬費、消耗品費、資料印刷費等） ○ 事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費 （検討会） 委員旅費、委員謝金、技術指導費、現地指導旅費、資料印刷費 （事務等） 技術指導費、資料整理費、通信運搬費、消耗品費等	
--	--	---	--

事業を実施する際の留意事項

- 1 獣医師能力向上・就業支援・地域獣医療体制整備対策事業のうち管理獣医師育成長期研修(以下「長期研修」という。)の実施に当たって事業実施主体が留意すべき事項
 - (1)事業実施主体は、獣医師法(昭和24年法律第186号)第16条の2に基づき農林水産大臣の指定する診療施設において、管理獣医師を育成するための研修を行うものとする。
 - (2)事業実施主体は、事業に係る推進委員会を設置することとする。推進委員会は、長期研修を実施する診療施設の研修プログラムの内容が、管理獣医師を育成するために適切であることについて確認することとする。
 - (3)長期研修の期間は、1名当たり最短3か月間、最長12か月間とする。また、1月当たりの研修日数は、15日以上とする。
 - (4)長期研修に参加できる者は、当該診療施設で1年以上雇用されていない者であって、長期研修の全ての期間について研修に参加できる者とする。
 - (5)事業実施主体は、長期研修を実施する診療施設に対して、研修参加人数にかかわらず、研修日数1日当たり1万円を上限として研修経費を負担するものとする。

2 獣医師能力向上・就業支援・地域獣医療体制整備対策事業のうち地域獣医療体制整備支援事業(以下「地域整備」という)の実施に当たって事業実施主体が留意すべき事項

- (1)事業実施主体は、事業に係る推進委員会を設置することとする。推進委員会は、地域整備の実施地域及び実施計画の内容が、情報通信機器の活用等による地域の特性を踏まえた産業動物獣医療提供体制を整備する上で適切であることについて確認することとする。事業実施主体は、適切であると判断した実施計画に基づき、地域整備を実施する。
- (2)事業実施主体は、実施計画の実施責任者に対して上記実施計画を実施するために必要な経費の範囲内で経費を支弁する。ただし、地域整備の実施に必要な情報通信機器については、事業実施主体が自ら購入することとし、当該情報通信機器の管理は実施計画の実施責任者に行わせるものとする。